高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成21年８月31日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　奥田　楯彦

記

１．［２］⑵⑶に次のとおり加える。

企画割引「関西国際空港連絡橋移管特別割引」

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に通行する全自動車のうち、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ただし、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に通行する上記の自動車が、１．［２］⑵⑤通勤割引若しくは⑥通勤割引（距離制限緩和）又は２．［２］⑵⑤通勤割引の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。また、本割引の適用を受けた自動車は、１．［２］⑵⑤通勤割引又は⑥通勤割引（距離制限緩和）の適用を受けたものとみなす。

なお、関西国際空港連絡橋と高速自動車国道関西国際空港線を連続して通行する場合についての本割引の適用回数は１回とする。

ロ　割引率

午前０時から午前４時までの間については30パーセントとし、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間については50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　実施する期間

平成21年９月１日から平成22年３月31日までとする。

ニ　その他

割引相互間の適用関係については、午前０時から午前４時までの間に通行する場合は１．［２］⑵⑷と読み替え、午前６時から午前９時又は午後５時から午後８時までの間に通行する場合は１．［２］⑵⑤又は⑥と読み替えて１．［２］⑵⑳割引相互間の適用関係のとおりとする。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二三八頁（号外第一三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二三八頁（号外第一三六号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二三八頁（号外第一三六号）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙は解散することに致しました。

効力発生日は、平成二十一年十月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十一年六月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月三十一日
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
（甲）株式会社ニチイ学館
代表取締役　寺田　大輔
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
（乙）株式会社ニチイリビング
代表取締役　寺田　明彦
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
（丙）株式会社ニチイホーム
代表取締役　常盤　道弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一、乙二、乙三、乙四、乙五、乙六、乙七、乙八の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙八は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十一年六月二十六日に終了し、乙一乃至乙八は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに本合併を行います。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙一）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二三九頁（号外第一三六号）
（乙二）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二三九頁（号外第一三六号）
（乙三）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二三九頁（号外第一三六号）
（乙四）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二四〇頁（号外第一三六号）
（乙五）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二四〇頁（号外第一三六号）
（乙六）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二三九頁（号外第一三六号）
（乙七）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二四〇頁（号外第一三六号）
（乙八）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　二四〇頁（号外第一三六号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　一七九頁（号外第一三三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月三十日
掲載頁　一三一頁（号外第一六〇号）
（丙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十一年八月三十一日
東京都千代田区富士見一丁目三番一一号
（甲）株式会社角川モバイル
代表取締役　福田　全孝
東京都千代田区富士見二丁目一三番三号
（乙）株式会社ムービーゲート
代表取締役　井上　泰一
東京都千代田区富士見一丁目三番一一号
（丙）株式会社角川インキュベーション
代表取締役　濵村　弘一